

滋 廃 第 8 1 2 号
平成 29 年(2017 年) 7 月 31 日

湖南・甲賀環境協会
会長 石山利則 様

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長



排出事業者責任に基づく措置について

平素は、本県の廃棄物処理行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、排出事業者責任に基づく措置について、平成 29 年 6 月 20 日付け環廃産発第 1706201 号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から排出事業者への周知依頼がありましたので、御了知願います。

また、排出事業者が「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を活用して廃棄物処理法に基づく処理責任を適切に果たされるよう、貴協会会員に周知いただきますようお願いいたします。